

令和2年4月13日

保護者各位

新庄北高等学校最上校

学校再開に向けた「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」について（お知らせ）

各位におかれましては臨時休校措置など感染症拡大防止に御理解賜り深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては日々刻々と状況が変化しており、国内外でいまだに多くの感染が報告されております。

そのような中、県教育委員会の指示により学校再開に向けて校内環境を点検するとともに、再開後当面の期間における対策を下記の通り講じましたのでお知らせいたします。

記

1 生徒・職員等学校関係者の行動履歴確認と必要に応じた措置

- (1) 臨時休校中は1週間に1度、全生徒に電話連絡により健康観察と各種相談を行うとともに、感染拡大地域・海外滞在歴及びその地からの域来県者との濃厚接触の有無を確認します。
- (2) 上記滞在歴や濃厚接触があった場合、帰県ないし接触の翌日から起算して2週間経過するまで出席停止といたします。
- (3) 上記(1)については、学校再開後も当面の期間同様に取り扱います。

2 基本的な防止対策項

- (1) 日々の声かけや保健便りの発行などにより、下記対策の徹底を図ります。
 - ① マスク着用をはじめとする咳チケットと頻繁な手洗いを心がける
 - ② 目・鼻・口などに手で触れない
 - ③ 会話等の際は他者との間隔を十分にあげる
- (2) 37.5℃以上の発熱や風邪症状がみられる場合、登校せずに自宅で経過観察して頂きます。
- (3) 毎日、登校前に各家庭で検温の上、「健康観察チェックシート(保護者押印)」を持参して頂きます。
- (4) 毎朝SHRで風邪症状等について記録するとともに、非接触型体温計で検温します。
- (5) 校内環境や防止対策について、学校医及び学校薬剤師から定期的に助言を受けて一層の充実を図ります。

3 防止のための環境整備

- (1) 毎授業後、保健委員が使用教室の換気を行います。
- (2) 朝夕2回SHR後に学級担任が教室で入口扉を、清掃時に清掃監督者が担当トイレ扉等を、随時保健課員が必要箇所を除菌消毒します。
- (3) 生徒昇降口と各教室、職員玄関にアルコール消毒液を設置します。
- (4) 1年HR教室として当面の期間多目的教室を使用するなど、座席間隔を可能な限り広げます。
- (5) 多目的教室、2,3年HR教室に大型テレビ等を設置して教室共用による感染を防ぎます。

4 授業における防止対策

《 共通事項 》

- (1) 対面形式となるグループワークを控え、全生徒が黒板に向かう形態で授業を実施します。
- (2) 授業開始20分後に各教科係が換気します。
- (3) 各家庭にマスク作成手引きを配布するなどして、全生徒、職員のマスク着用を徹底します。

《 実技や実習を行う授業 》

- (1) 屋内外によらず、着替えも含め常に一人ひとりの間隔を確保します。
- (2) 授業後は授業者が毎回声がけして手洗いを徹底します。
- (3) パソコンのキーボード等各種機材は、授業後直ちに授業者が除菌消毒します。
- (4) 体育を可能な限り屋外で実施したり、当面の期間座学を実施したりするなど工夫に努めます。

5 部活動における防止対策

- (1) 部活動は平日のみ、2時間以内として遅くとも5時30分には終了します。
- (2) コートや卓球台の間隔を空け、シャトル等の使用時は細目な取り換えや除菌消毒に努めます。
- (3) 学年毎に活動日を設けるなどして多人数の活動を控えます。
- (4) 活動30分毎の換気を顧問が指導して実施します。
- (5) 当面の間、校内活動に限定して実施します。

6 通学時の防止対策

- (1) 公共交通機関利用時は次のことを徹底します。
 - ① マスクを着用して乗車し、友人との会話を控える
 - ② 他の利用者と2m程度間隔をあける
- (2) 登校時は次のことを徹底します。
 - ① 昇降口でアルコール消毒液を用いて両手を除菌する
 - ② 持参した「健康観察チェックシート(保護者押印)」を職員室(教頭)に提出する

7 生徒の心のケア

- (1) 毎朝SHRで保健委員が健康観察簿に記録して養護教諭に報告するなど適宜状況を把握します。
- (2) 県内の感染状況や社会の動向、及び罹患者への理解や配慮などについて生徒相互に検討する機会を設けるなど、丁寧に指導して感染予防意識の高揚と偏見や差別の防止に努めます。
- (3) スクールカウンセラーと随時連携して助言を仰ぎ、上記指導の充実を図ります。

8 保護者への周知

- (1) 校内の感染確認状況や行事日程変更、感染症防止に係る情報など保護者にとって必要な情報をホームページや緊急連絡システム、保健便り等によって随時発信します。
- (2) 電話連絡等で家庭との信頼関係を強化し、家庭における不安軽減に努めます。

9 出入り業者に係る防止対策

- (1) 学校再開後1か月程度は不要不急の来校を極力お控え頂きます。
- (2) 業者が来校される際は、マスク着用と職員玄関におけるアルコール消毒の徹底を依頼します。

10 その他の防止対策

- (1) 健康診断やPTA総会、校内諸行事など学校医の指導を仰いで時期や内容を随時検討します。
- (2) 昼食の時間は4校時終了後に教科係が換気し、授業者が手洗いを呼びかけます。
- (3) 最上寮については、最上町により下記の感染防止対策が講じられております。
 - ① 調理施設・設備の消毒徹底
 - ② 寮監や調理担当者等の検温を含む健康状態の管理
 - ③ 調理・配膳者のマスク着用と手洗いの徹底
 - ④ 対面形態や会話しながらの飲食禁止
 - ⑤ 単独での入浴と洗濯機利用
 - ⑥ 起床、就寝時の検温と舎監への健康状況報告